

## ごみの減量に関する事業


## (1) 生ごみ処理機器 補助制度

町では、ごみの減量化を図るため、町民のみなさまを対象とした「生ごみ処理容器」又は「機械式生ごみ処理機」の購入に対する補助を行っています。

- 補助制度のあらまし  
家庭において使用する生ごみ処理容器又は機械式生ごみ処理機の購入に対する助成で、那須町内に居住する方が町内の販売登録店で購入する場合、予算の範囲内で補助金を交付します。
- 補助金の額
  - ・ 生ごみ処理容器
    - ・ 1世帯につき3基まで
    - ・ 1基あたりの購入価格×1/2＝補助額  
(限度額4,000円/基、100円未満切捨て)
  - ・ 機械式生ごみ処理機
    - ・ 1世帯につき1台まで
    - ・ 1台あたりの購入価格×1/2＝補助額  
(限度額50,000円/台、100円未満切捨て)
- 補助金交付の手続き
  - ① 購入前に販売登録店や予算等について、環境課へ事前に確認してください。
  - ② 町に登録している販売登録店から機器を購入してください。
  - ③ 次のものを持参し、「生ごみ処理容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金交付申請書兼実績報告書」を提出してください。
    - ・ 領収書（レシート式領収書及び簡易式領収書不可）
    - ・ 印鑑
    - ・ 申請者の金融機関の口座番号のわかるもの（補助金は口座振込みになります。）
  - ④ 補助金交付決定後、補助金を購入者指定口座へ振り込みます。
- 問い合わせ先 環境課  
電話：0287-72-6916

## (2) 植物性食用廃油のリサイクル

循環型社会づくりのひとつとして、植物性食用廃油で軽油代替燃料などをつくるために、ご家庭から出る植物性食用廃油を回収していますのでご協力をお願いします。

- 回収対象の油（植物性のものに限ります。）
    - ・ サラダ油
    - ・ ごま油
    - ・ なたね（キャノーラ）油
    - ・ ひまわり油
    - ・ ベに花油
    - ・ コーン油
    - ・ 米油 など
- 
- 出し方
    - ① 使用済みの油は、こしきで軽くこしてから、ペットボトルに入れて出してください。
    - ② 賞味期限・消費期限切れ等の未開封の油は、封を開けず、そのままの状態を出してください。
    - ③ 牛乳パックや缶、びんなどに油を入れて出すことは、容器の破損や油こぼれの原因となるため、ご遠慮ください。
  - 回収場所（回収ボックス設置場所）
    - ・ 役場本庁
    - ・ 湯本支所
    - ・ 芦野支所
    - ・ 伊王野支所
    - ・ 道の駅那須高原友愛の森
    - ・ 道の駅東山道伊王野
  - 問い合わせ先 環境課  
電話：0287-72-6916